

年金相談マニュアル

機器操作編



日本年金機構
Japan Pension Service

目 次

第1章 窓口装置の操作方法	1
第2章 システムの概要	5
1 システムの構成	6
2 ファイルの種類と内容	8
第3章 被保険者記録に関する照会	13
1 被保険者記録に関する照会の種類	14
2 基礎年金番号情報照会	16
3 制度別被保険者記録に関する照会	18
(1) 被保険者記録(厚年)	18
(2) 被保険者記録(統合共済)	19
(3) 被保険者記録(厚年・脱退手当金支給記録がある場合)	36
(4) 被保険者記録(共済移管記録がある場合)	42
(5) 70歳以上被用者記録に関する照会	45
(6) 沖縄特例(厚年)	47
(7) 年金分割に係る婚姻画面等の照会	48
(8) 基金に関する照会	54-1
(9) 被保険者記録(国年)	55
(10) 被保険者記録(国年・沖縄特別措置)	65
(11) 被保険者記録(国年・残留邦人基本)	67
参考1 制度間で被保険者期間が重複している場合の取扱	68
参考2 基礎年金番号重複取消処理の優先順位	69
4 三制度統合索引照会	70
(1) -1 制度共通氏名索引照会	70
(1) -2 制度共通漢字氏名索引照会	74
(2) 制度共通氏名名寄せ照会	78
(3) 制度共通年金記録照会	82
(4) -2 制度共通被保険者記録照会(職歴原簿参照)	87
5 ねんきん定期便情報照会	92
6 ねんきん特別便情報照会	111-1
7 厚生年金加入のお知らせ情報照会	111-6
8 給付記録照会	111-13
(1) 三制度	111-13
(2) 三共済	111-15
9 所在地、住所地の捉え方	111-16
10 職歴審査照会	112

(1) 事業所名称検索	112
(2) 事業所整理記号検索	114
(3) 府県コード検索	116
第4章 年金見込額に関する照会	118
1 年金見込額に関する照会の種類	119
2 見込額算出の入力手順概要	120
3 新法老齢年金見込額入力手順	121
○統合記録の資格補正（「20」「21」「22」「27」操作指定）	124
○他年番、手番の登録（「23」操作指定）	137
○年間見込額の算出（「88」操作指定）	138
○累積見込額の算出及び各種グラフィックスによる照会（「83」操作指定）	155
○年金分割時の見込額の算出	170
4 新法遺族年金見込額入力手順（「89」操作指定）	175
○基礎年金番号等からの算出	176
○年金コードからの算出	178
○年金コードからの算出（平成19年4月以降受給権発生）	181
5 旧法見込額算出手順	190
6 見込額照会回答票画面の見方	191
(1) 年間見込額（特別支給の老齢厚生年金）	191
(2) 年間見込額（老齢基礎、老齢厚生年金）	194
(3) 累積見込額	197
(4) 遺族見込額	199
7 見込額算出時にエラーとなる主な事例	205
8 見込額算出における不具合について	209
9 統合共済の期間を有する者にかかる見込額算出について	210
参考 三共済の退職共済年金の見込額について	216
第5章 年金受給権者記録に関する照会	217
1 受給権者記録に関する照会の種類	218
2 照会方法	220
3 画面の見方	224
(1) 原簿記録	224
(参考1) 現況確認について	245
(参考2) 諸変更年金決定請求（65歳決定替えにかかる年金請求書 「ハガキ形式」）について	247
(参考3) 時効について	251
(参考4) 年金額計算等の端数処理について	252
(2) 三共済原簿	254
(3) 支払記録	257
参考1 支払限度額について	263
参考2 未支給金の支払時期等判別方法	264
(4) 改定記録	265

(5) 年金額歴史照会	280
(6) 失業給付記録	282
参考1 基本手当と老齢厚生年金の支給調整の概要について	286
参考2 高年齢雇用継続給付等と老齢厚生年金の支給調整の概要について	295
(7) 特別徴収原簿	301
(8) 住基情報記録	306
(9) 共済原簿記録	309
(10) 年別内訳記録	315
(11) 源泉徴収票記録	316
(12) 扶養情報記録	318

第6章 コード一覧	320
作成元表示一覧	321
作成原因・事由一覧	322
作成原因・事由一覧〔三共済〕	335
在職者支給表示（停止コード）一覧表	336
いろは、アルファベット符号一覧表	339
条文コード一覧	340
受給権発生年月一覧	342
各種符号	343
年金コード一覧	345
共済コード一覧	346
都道府県符号表	348

第1章

窓口装置の操作方法

1. 起動

(1) 電源投入

装置正面の「電源ボタン」押下する。



(2) OS (ドメイン) 認証

① Ctrl+Alt+Delete を押下する。



② 利用者個人の「ユーザー名」「パスワード」を入力する。



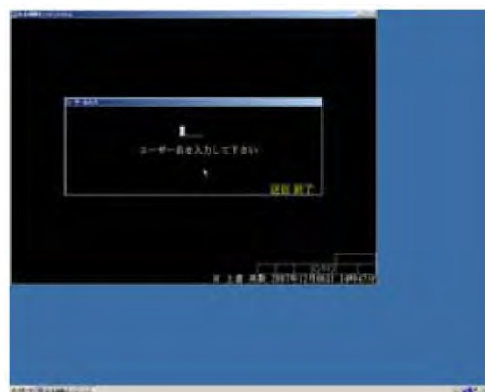
③ OS の画面が表示される

(3) 社会保険オンラインシステムの起動

- ① タスクバー上の社会保険オンラインシステム「アイコン」をクリックする。



- ② Shift+Esc を押下すると、「ユーザー名入力画面」が表示されるので、利用者個人の「ユーザー名」を入力し、送信キーを押下する。



(4) 生体認証

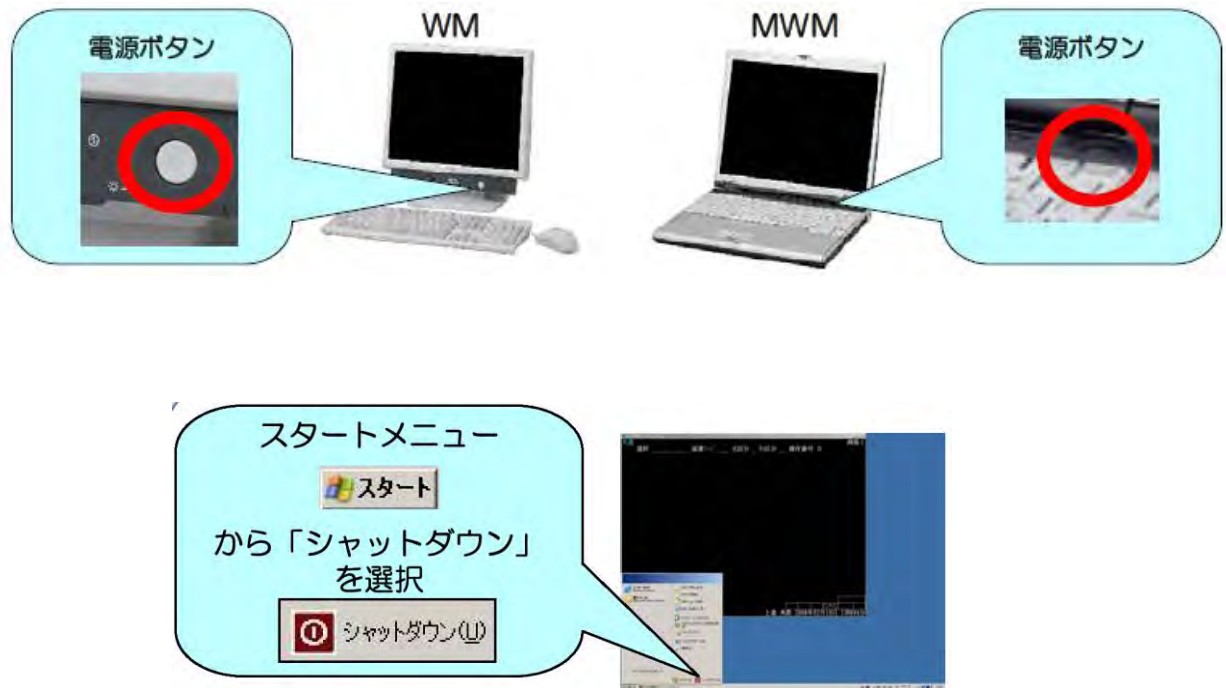
- ① 認証装置に指をセットする。



- ② 生体認証が完了すると、社会保険オンラインシステムが実施可能となる。

2. 終了

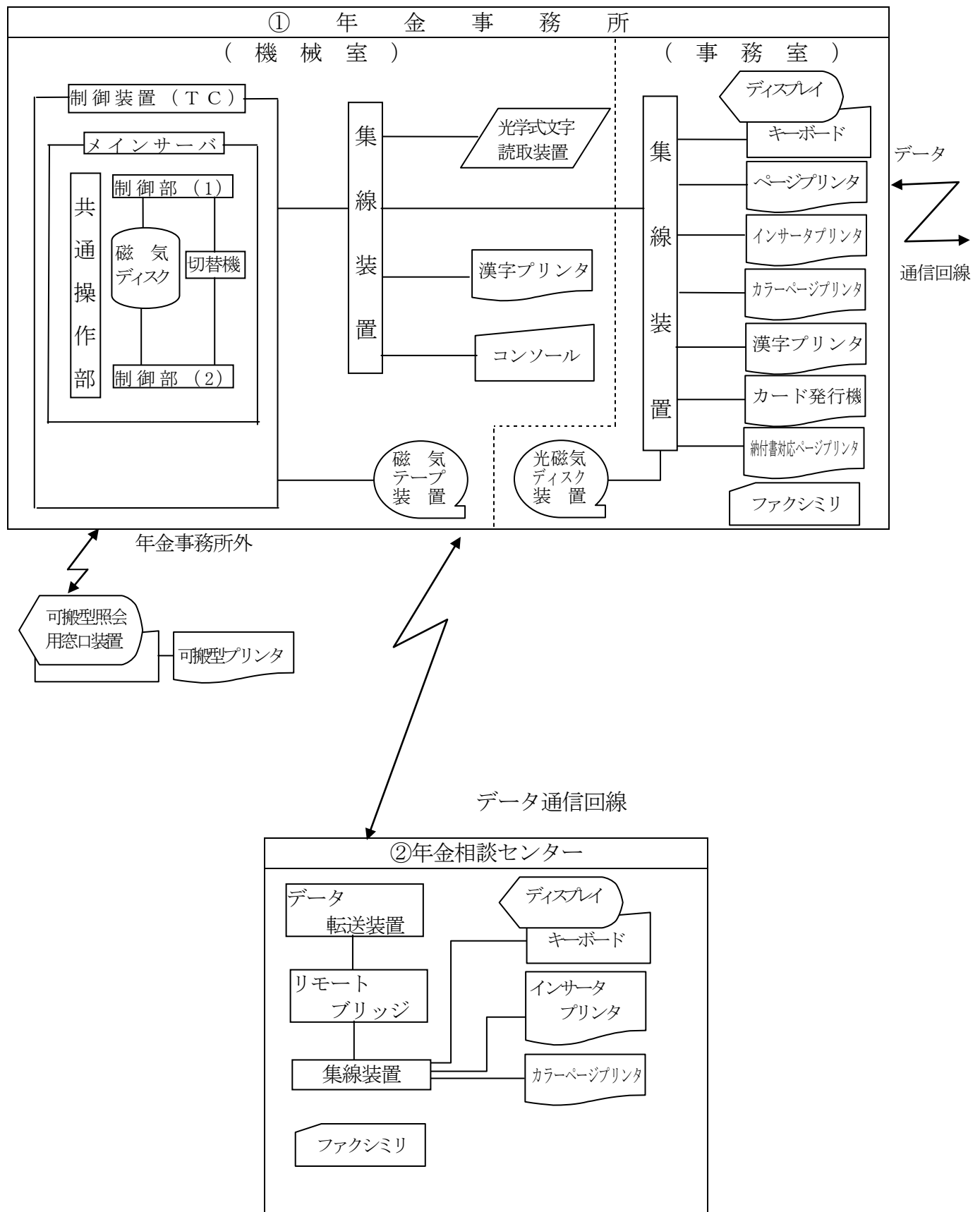
装置本体の電源ボタンを押下するか、OSのスタートメニュー等からの「シャットダウン」操作を行う。



第2章

システムの概要

1 システムの構成



第3章

被保険者記録に関する照会

1 被保険者記録に関する照会の種類

被保険者記録の照会に使用する届書コードは、下表のとおりである。

基礎年金番号照会の種類・届書コード

項番	照 会 名	届書コード		照会内容
		制度キー	届書コード	
1	基礎年金番号索引照会	基礎番	010	氏名、生年月日、住所等より基礎年金番号付番者にかかる情報を照会する
2	基礎年金番号情報照会		020	入力された基礎年金番号にかかる情報を照会する
3	疑重複調査中者情報照会		030	疑重複整理番号または氏名等より、疑重複調査中者の情報を照会する
4	共済組合員記録照会		040	入力された基礎年金番号にかかる共済組合員の情報（加入記録、氏名・生年月日訂正記録、被扶養配偶者記録等）を照会する
5	ねんきん特別便情報照会		050	ねんきん特別便の発送後の状況を照会する

制度別被保険者記録に関する照会の種類・届書コード

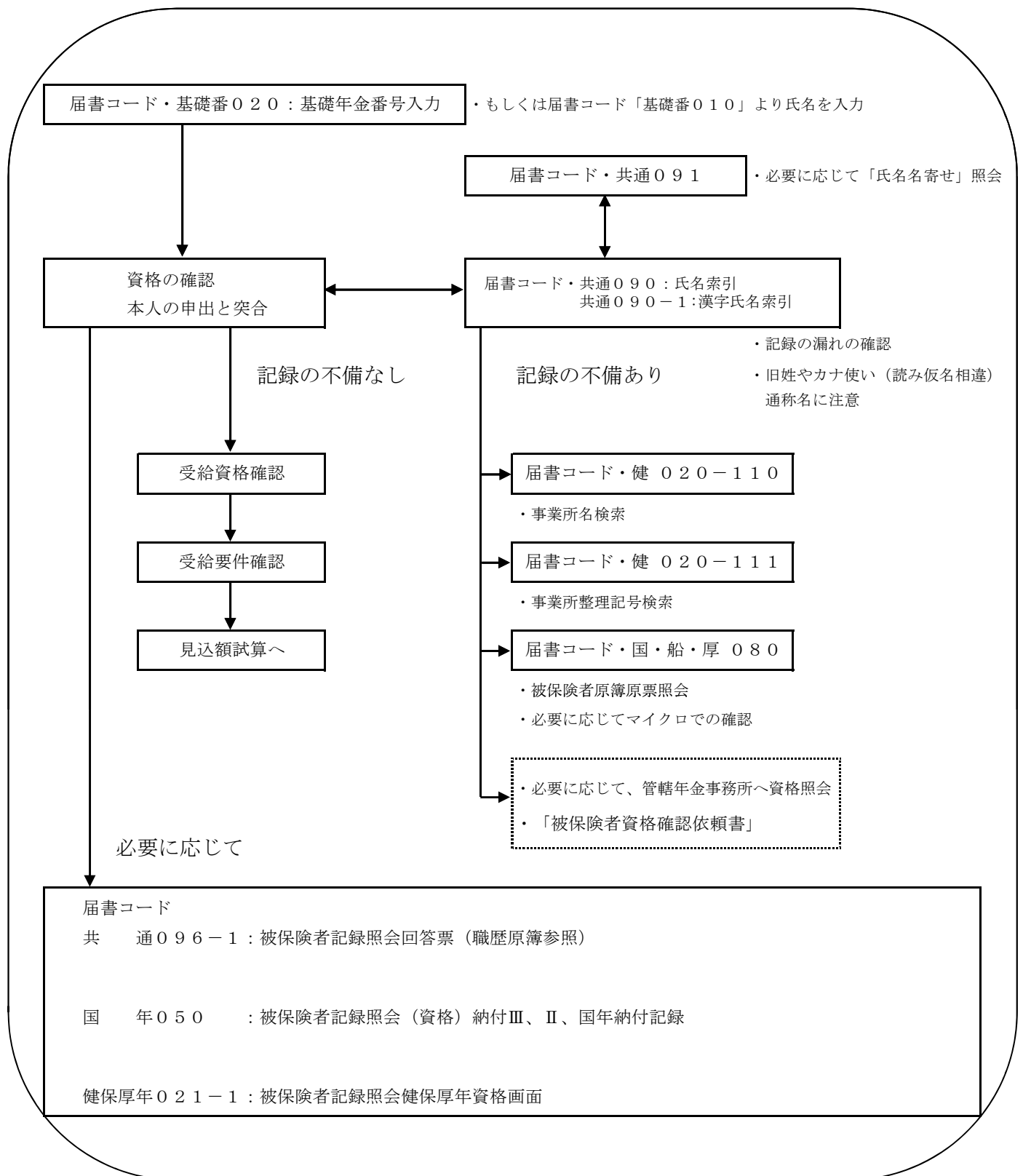
項番	照 会 名	届 書 コ ー ド		該 当 制 度
		制度キー	届書コード	
1	被 保 険 者 記 録 照 会 (年 金 記 録)	健厚	021-1	厚
		国	050	国
			051	
			052	
		船	021-1	船
2	被保険者疑重複索引照会	健厚	022	厚
3	被保険者氏名索引照会	健厚・船・国	058	厚・船・国
4	70歳以上被用者記録照会	健厚・船	021-3	厚・船
5	沖縄特例特別納付記録照会（厚）	健厚	023	厚
6	職 歴 審 査 照 会	健厚	020-110	厚
7			020-111	
8			020-112	

三制度統合索引照会の種類・届書コード

項番	照 会 名	届書コード		照会内容
		制度キー	届書コード	
1	制度共通氏名索引照会	共通	090	三制度のカナ氏名索引照会を一括して行う
2	制度共通漢字氏名索引照会		090-1	三制度の漢字氏名索引照会を一括して行う
3	制度共通資格名寄せ照会		091	変更前の氏名や変換後の氏名等の条件を指定して検索することにより、抽出された被保険者が疑同一人であるかの判定を機械的に行う
4	制度共通年金記録照会		092	三制度にわたる資格期間を一括して資格取得年月日順に整理して照会する
5	制度共通被保険者記録照会 (職歴原簿参照)		096-1	四制度にわたる資格期間を一括して資格取得年月日順に、事業所名及び制度名等を整理して出力することができる。
6	ねんきん定期便情報照会		097-1	ねんきん定期便または年金請求書等の事前通知の送付状況、内容等を照会する。
7	年金分割情報提供照会		081	年金分割情報提供の内容を照写する
8	標準報酬改定請求照会		082-2	標準報酬改定請求記録の内容を照写する

(注) 制度共通氏名索引照会、制度共通漢字氏名索引照会及び制度共通資格名寄せ照会を行うにあたっては、本人の履歴申立等と照写記録の整合性を十分確認し、慎重に取扱うこと。特に制度共通資格名寄せ照会における擬同一人であるかどうかの判定は、機械的に推定したものであることに十分留意すること。

● 資格記録の確認



2 基礎年金番号情報照会

1-1 制度キーを押下し「基礎年番」に設定後、届書コード「020」を入力して届書キーを押下すると、「基礎年金番号情報照会票」ガイドパターン（画面 1-1）が照写される。 1-2 基礎年金番号を入力後、送信キーを押下する。 2-1 基礎年金番号情報照会回答票（基本画面）（画面 2-1）が照写される。 2-2 「①処理区分」欄に処理区分を入力し、送信キーを押下する。 2-3 相談者から申告頂いた氏名・生年月日・住所を突合する。 3-1 画面 2-1 において処理区分に「005」を入力すると、該当の基礎年金番号にかかる統合年金記録画面（画面 3-1）が表示される。 3-2 画面 3-1 では選択項番に応じて、該当の基礎年金番号にかかる資格記録画面が制度毎に表示される。	基礎年番 選択 基礎年金番号情報照会票 画面 1 届書コード 020 大区分 小区分 操作番号 1 01 基礎年金番号 画面 1-1 基礎年番 選択 基礎年金番号情報照会回答票（基本情報） 画面 1 届書コード 020 大区分 小区分 操作番号 1 ①11 処理区分 12 給付情報項番 基礎年金番号 9999-999999 [資格 配偶 給付 氏変 住変 手交 勸奨] ネキタ 02 03 04 00 05 00 00 氏名 年金 太郎 性別 男 生年月日 昭 19. 04. 01 ② ③ ④ 住所 〒108-0073 ⑤ 港区 三田 4-19-15 ⑥ 付番年月日 平-9. 01. 01 付番契機 切替 交付事務所 年金機構 ⑦加入年金制度 国民年金 厚生年金 ⑧現存制度 資格取得年月日 給付情報 1 9999-999999-1150 画面 2-1 基礎年番 選択 被保険者記録照会（基本）氏名索引 画面 1 届書コード 020 大区分 小区分 操作番号 1 25 選択項番 01 (氏名 02 証番 00 図形 03) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th>項番</th> <th>年金手帳番号</th> <th>市区町村名/整理記号</th> <th>取得年月日</th> <th>原因</th> <th>喪失年月日</th> <th>原因</th> <th>月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>01</td> <td>国-9999-999999</td> <td>武蔵野 小平市</td> <td>⑨*昭 39. 04. 01</td> <td>1</td> <td>昭-54. 05. 25</td> <td>5</td> <td>181</td> </tr> <tr> <td>02</td> <td>厚</td> <td>9935-ミア</td> <td>*昭 42. 01. 01</td> <td>1</td> <td>昭-43. 04. 01</td> <td>4</td> <td>015</td> </tr> <tr> <td>03</td> <td>国</td> <td>武蔵野 小平市</td> <td>昭 54. 05. 25</td> <td>1</td> <td>平-02. 01. 26</td> <td>5</td> <td>128</td> </tr> </tbody> </table> ⑩ 厚23 船 0 国309(納119 全 0 3/4 0 半 0 1/4 0 学 0)共 0 合計0332(0142) 画面 3-1	項番	年金手帳番号	市区町村名/整理記号	取得年月日	原因	喪失年月日	原因	月数	01	国-9999-999999	武蔵野 小平市	⑨*昭 39. 04. 01	1	昭-54. 05. 25	5	181	02	厚	9935-ミア	*昭 42. 01. 01	1	昭-43. 04. 01	4	015	03	国	武蔵野 小平市	昭 54. 05. 25	1	平-02. 01. 26	5	128
項番	年金手帳番号	市区町村名/整理記号	取得年月日	原因	喪失年月日	原因	月数																										
01	国-9999-999999	武蔵野 小平市	⑨*昭 39. 04. 01	1	昭-54. 05. 25	5	181																										
02	厚	9935-ミア	*昭 42. 01. 01	1	昭-43. 04. 01	4	015																										
03	国	武蔵野 小平市	昭 54. 05. 25	1	平-02. 01. 26	5	128																										

項目の説明・基礎年金番号情報照会

① 処理区分

「⑦加入年金制度」に表示された被保険者記録を参照するときに、入力された処理区分に応じて、以下のような資格記録の照会を行う。

- 「001」：国民年金被保険者記録
- 「002」：厚生年金被保険者記録
- 「003」：船員保険被保険者記録
- 「004」：共済組合員記録
- 「005」：統合年金記録

②外国籍表示

被保険者の国籍区分が日本人以外の場合、「外国籍」を表示する。

③外国人通称名

外国人で通称名を持つ被保険者は「外国人通称名」を表示する。

ただし、被用者年金制度現存時に外国人であることが確認できない場合、通称名欄に記録があっても表示しない。

また、被用者年金制度現存時に通称名を使用している場合、通称名の直前に「＊」を表示する。

④年金協定表示

年金協定記録がある場合、「一時派遣有」を表示する。

⑤ ・裁定中表示

決定中の年金がある場合、「裁定中」を表示する。

・年金分割表示

年金分割記録がある場合、「年金分割有」を表示する。

⑥死亡年月日

被保険者が死亡している場合、死亡年月日、死亡事由を表示する。

また、死亡確認はされているが、死亡届が未提出の場合、「死亡届未提出」を表示する。

⑦加入年金制度

被保険者の加入した年金制度を表示する。

また、基礎年金番号にて整理統合済の年金記号手帳番号が登録されている場合はその年金手帳記号番号を表示する。

⑧現存制度

被保険者の現存制度とその資格取得年月日を表示する。

ただし、喪失漏れ等により複数の現存記録がある場合、資格取得年月日が新しいほうの記録を現存制度として制度名称の先頭に「＊」を付して表示する。

⑨重複期間

制度間で重複期間がある場合、「＊」で表示する。

⑩月数

制度ごとの加入期間合計月数（未納含む）を表示する。合計欄の括弧内で納付月数合計を表示している。受給要件を確認する際は、重複期間、同月得喪等に注意し制度毎の月数を再度確認する。

3 制度別被保険者記録に関する照会

(1) 被保険者記録 (厚年)

健保厚年 選択	被保険者記録照会回答票 (資格画面)										001/002	
	届書コード	021	大区分	1	小区分	操作番号						
	ネギン タロウ					①性別 男 ②70上 ③照会区分						
④氏名 1 年金 太郎		⑤生年月日 昭和 13. 10. 15				⑥基礎年金番号 2110-123456						
⑦旧台 0⑧新番 0⑨沖縄 0⑩カテゴリー 0000-0000⑪整備 31 - 0⑫共有⑬〔一00参00元00諸00代00婚00〕												
⑭年番・年金コード		⑮整理記号番号		適用種別		整理記号番号		⑯適用種別				
発生月⑰改定月⑱事由	得喪日⑲種別⑳月・賞㉑原因㉒月数	得喪日	種別	月・賞	原因	月数						
2110-123456-1150	0000-000000-000000					5-61. 10. 01	1	410	3	009		
7-10. 10	5-29. 04. 01	1	010	1	011	5-62. 07. 11			㉓4.			
	5-30. 03. 31			4		1201-カ サ イ -000006.						
	2101-A N A -0000124					5-62. 07. 11	1	470	2	001		
	5-39. 10. 01	1	014	2	018	5-62. 08. 01	1	200	3	008		
	5-41. 04. 01	1		4		5-63. 04. 01			4			
	0191-ユ ユ -000986					2125-H B C -001235						
	5-41. 04. 01	3	036	2	006	㉔キソ-9876						
	5-41. 10. 01	3	042	3	026	7-01. 07. 01	5	380	2	013		
	5-43. 12. 01			4		7-02. 08. 01			4			
	2155-ホ ハ ト -000008					2101-N3P F -012345			JR			
	㉕*5-43. 12. 01	1	045	2	009	7-09. 04. 01	1	470	2	006		
	5-44. 08. 01	1	052	3	050	7-09. 10. 01	1	500	3	012		
	5-48. 10. 01	1	126	3	030	7-10. 10. 01		500	3	012		
	5-51. 04. 01			4		7-11. 10. 01			4			
	2175-000000-005038					2111-W C K -000985						
	5-51. 04. 01	4	126	6	078	㉖イカツテキョウ						
	5-57. 10. 01			4		7-16. 10. 01	1	530	2	012		
	2121-N K K -008722					7-16. 12. 10	1	982	S			
	5-57. 10. 01	1	360	2	024	7-17. 10. 01	1	560	3	011		
	5-59. 10. 01	1	380	3	012	7-18. 07. 01	1	560	3★	011		
	5-60. 10. 01	1	410	3	012	7-19. 06. 01	1	300	3㉗			
㉘												
㉙合計 382 120/180 実期間 372 3加 42 120/180 戦加 0 40以降 192												

(2) 被保険者記録 (統合共済)

健保厚年
 選択
 氏名 1 年金 太郎
 旧台 0 新番 0 沖縄 0 カセツ 0000-0000 整備 31-0②⑨共済有 [一00参00元00諸00代00婚00]
 ③⑩整理記号番号 ③⑪適用種別 整理記号番号 適用種別
 得喪日 種別 ③⑫月額 原因 月数 得喪日 種別 月額 原因 月数
 2101- N3PH -987654 JR
 平成 02.08.01 1 380000 1 014
 平成 03.10.01 1 410000 3 012
 平成 04.10.01 1 410000 3 012
 平成 05.10.01 1 440000 3 012
 平成 06.10.01 1 470000 3 002
 平成 06.12.01 1 470000 3 010
 平成 07.10.01 1 500000 3 012
 平成 08.10.01 1 470000 3 006
 平成 09.04.01 4

③③ 合計 80 実期間 80

項目の説明

①性別

被保険者の性別を表示し、男または女となる。
なお、カセット記録がある場合は不明となる。

②70歳以上表示

70歳以上被用者記録がある場合、「70上」と表示する。

③照会区分

入力された照会区分コードにより以下のような照写を行う。
なお、入力を省略した場合は、処理区分コード「1」の照写を行う。

照会区分コード

「1」：年金決定に使用する状態の記録を照写する。（脱退手当金支給記録、厚生年金保険法第75条該当記録及び共済移管記録が収録されている場合は、当該記録の期間の削除等を、同月得喪後同月内で再取得している場合、当該同月得喪記録の削除を、また被保険者期間が重複している場合は、仮の二以上勤務処理（カット合算）を行った資格記録および賞与記録の照写を行う。）

なお、不備記録により画面が照写されない場合は照会区分コード「2」により記録を確認し、年金事務所において記録整備を行う。

「2」：喪失被保険者ファイルに収録されている全ての資格記録および賞与記録を照写する。

なお、脱退手当金の支給期間にかかるカラ期間等を調査する場合、この照会区分で資格記録を確認する。

④氏名区分

カナ氏名を以下のように何に基づいて被保険者原簿に収録したかを表示する。

区分表示	収録したカナ氏名
「1」	資格取得届または氏名変更（訂正）届によるもの
「2」	裁定原簿または失権原簿によるもの
「3」	昭和54年の算定基礎届等によるもの
「5」	保留分カナ氏名
「7」	保留分漢字氏名をカナ氏名に変換したもの
「8」	年金手帳記号番号払出簿及び被保険者名簿等によるもの
「9」	年金手帳記号番号払出簿及び被保険者名簿等に一部判読できない文字があるため、一部を＊（アスタリスク）にて表示しているもの
スペース	被保険者原簿の氏名、生年月日のいずれかが裁定原簿と相違している受給権者または受給権者であった者

なお、氏名が空欄の記録がある場合、「被保険者氏名索引照会票」（届書コード「058」）等では検索することができない。この場合本人申立の事業所名称から「職歴審査照会」（届書コード「020-110」）または資格照会の依頼等を行い本人の資格記録を確認すること。

⑤生年月日

被保険者の生年月日を表示する。

なお、カセット記録がある場合は「** 00. 00. 00」となる。

⑥基礎年金番号

被保険者の年金手帳の基礎年金番号を表示する。

なお、「2100-000001 *」のように番号が黄色に反転し、番号の後にアスタリスク（*）がある基礎年金番号は、基礎年金番号が付番されていない厚生年金保険の年金手帳の記号番号である。

また、「2118-999999.」のように番号の後に「.」付いている番号はオンライン導入以降に資格取得届の入力時に自動払出されたものである。

⑦旧台

法律施行準備期間等の記録があることを次の区分により表示する。

「1」：昭和17年1月1日から昭和17年5月31日までに資格を取得し、昭和17年6月30日までに資格を喪失している記録がある。

「2」：昭和19年法律改正による法律の施行準備期間(昭和19年6月1日～昭和19年9月30日)の記録がある。

「3」：昭和28年法律改正による法律の施行準備期間(昭和28年9月1日～昭和28年10月31日)の記録がある。

「4」：「1」と「2」の記録がある。

「5」：「1」と「3」の記録がある。

「6」：「2」と「3」の記録がある。

「7」：昭和17年1月から昭和22年8月までの間における団体郵便年金の加入記録がある。

「8」：仮台帳による記録がある。

「9」：「7」と「8」の両方に該当する記録がある。

ただし、「1」から「9」までの組合せによって複数（例えば、3*8）で表示されるものがある。

⑧新番

「1」：年金手帳の厚生年金保険の記号番号の二重払出し等が判明し、新たに年金手帳の記号番号を払出した場合、または、新年金手帳記号であっても、昭和32年7月以前の記録があることを表わす。新年金手帳記号とは昭和32年7月以降に払出された記号である。

⑨沖縄

「4」：昭和45年1月1日において、現に沖縄の厚生年金保険法の被保険者であった者であり、同日前引き続き、5年間同法の施行地に住所を有していたこと。

「5」：昭和45年4月1日において、現に沖縄の厚生年金保険法の被保険者であった者であり、かつ昭和36年4月1日から昭和45年3月31日までの間引き続き同法の施行地に住所を有していたこと。

「6」：「4」と「5」の両方に該当していること。

第 6 章

コード一覧

作 成 元 表 示 一 覧

1. 数字のみの作成原因

コード	内 容	コード	内 容
00	オンライン入力（端末入力分）	23	入力班・現班
04	旧法 国年諸変更一括	24	後期システム
05	旧法 厚年諸変更一括	26	現況処理
06	旧法 船保諸変更一括	32	在職者支給停止率変更で作成
10	新規年金決定処理で作成（自年金）	33	併給者抽出で作成
11	新規年金決定処理で作成（他年金）	34	併給選択決定で作成
20	総務省（ゆうちょ銀行）	35	諸変更一括処理で作成
21	年金資金運用基金	41	税トランズ作成処理で作成されたもの
22	金融機関		

※ 年金相談関係業務取扱要領〔第2部 ディスプレイ画面の様式およびその説明〕
「9 各種コード表一覧」750-1頁より抜粋

2. アルファベットを含むもの

$\frac{X}{①}$ $\frac{X}{②}$

① 入力元

コード	内 容	
A	オンライン処理	機構本部
C		年金事務所
E	バッチ処理	雇用、現況届（ハガキ）等
G		支払

② （機械）入力元

コード	内 容	コード	内 容
A	年金決定	N	諸変更連動
B	三鷹連動	V	年齢到達
C	併給	P	一括変更処理
D	加給	Q	課税情報設定（月次）
E	法改（物スラ・賃スラ・財政再計算）	R	課税情報設定（年次）
F	支払・・・他年金調整及び限度額超過の保留	S	人口動態処理諸変更連動
G	雇用	T	差額年金による一部支給停止
H	債権	U	三制度及び三共済連動
I	共済	W	現況
J	上外調整	X	外部団体
K	沖縄移行	Y	振込不能
L	連動取消	Z	所得調査
M	付随取消	9	年金給付誤り対象者に係る特別処理トランズ

※ 年金相談関係業務取扱要領〔第2部 ディスプレイ画面の様式およびその説明〕
「9 各種コード表一覧」750-2頁より抜粋

作成原因・事由一覧

原因	新法		国年短期		旧法厚年・船保		旧法国年	
	CODE	事由	CODE	事由	CODE	事由	CODE	事由
01	10	新規決定(機械) 年金証書再発行	10	年金証書再発行	10	年金証書再発行	10	年金証書再発行
02		新規決定(手作業)						
03		源泉徴収票再発行				源泉徴収票再発行		源泉徴収票再発行
04	—	改定通知書再発行 再整入		改定通知書再発行 再整入		改定通知書再発行 再整入		改定通知書再発行 再整入
	01	被保険者記録の訂正・追加削除						
	02	受給権者生年月日訂正						
	03	受給権発生年月日の訂正						
	04	遺族年金の加対者の脱漏						
	05	遺族年金の受給権者数の訂正						
	07	失権処理の誤り						
	09	遺族年金の長期・短期選択の変更						
	10	その他						
	11	老基受発後の3号特例納付 による納付記録の訂正、追加、削除						
	12	中国残留邦人の特例措置による額改定(免除申請)						
	13	中国残留邦人の特例措置による額改定(追納申請)						

受給権発生年月一覧

生年月日	男子			女子		
	特老厚・報酬比例	特老厚・定額	老基・老厚	特老厚・報酬比例	特老厚・定額	老基・老厚
T15. 4. 2～S 2. 4. 1	S61. 4～S62. 3 (60 歳)		H 3. 4～H 4. 3 (65 歳)	S56. 4～S57. 3 (55 歳)		H 3. 4～H 4. 3 (65 歳)
S 2. 4. 2～S 3. 4. 1	S62. 4～S63. 3 (60 歳)		H 4. 4～H 5. 3 (65 歳)	S57. 4～S58. 3 (55 歳)		H 4. 4～H 5. 3 (65 歳)
S 3. 4. 2～S 4. 4. 1	S63. 4～H 元 3 (60 歳)		H 5. 4～H 6. 3 (65 歳)	S58. 4～S59. 3 (55 歳)		H 5. 4～H 6. 3 (65 歳)
S 4. 4. 2～S 5. 4. 1	H 元 4～H 2. 3 (60 歳)		H 6. 4～H 7. 3 (65 歳)	S59. 4～S60. 3 (55 歳)		H 6. 4～H 7. 3 (65 歳)
S 5. 4. 2～S 6. 4. 1	H 2. 4～H 3. 3 (60 歳)		H 7. 4～H 8. 3 (65 歳)	S60. 4～S61. 3 (55 歳)		H 7. 4～H 8. 3 (65 歳)
S 6. 4. 2～S 7. 4. 1	H 3. 4～H 4. 3 (60 歳)		H 8. 4～H 9. 3 (65 歳)	S61. 4～S62. 3 (55 歳)		H 8. 4～H 9. 3 (65 歳)
S 7. 4. 2～S 8. 4. 1	H 4. 4～H 5. 3 (60 歳)		H 9. 4～H10. 3 (65 歳)	S63. 4～H 元 3 (56 歳)		H 9. 4～H10. 3 (65 歳)
S 8. 4. 2～S 9. 4. 1	H 5. 4～H 6. 3 (60 歳)		H10. 4～H11. 3 (65 歳)	H 元 4～H 2. 3 (56 歳)		H10. 4～H11. 3 (65 歳)
S 9. 4. 2～S10. 4. 1	H 6. 4～H 7. 3 (60 歳)		H11. 4～H12. 3 (65 歳)	H 3. 4～H 4. 3 (57 歳)		H11. 4～H12. 3 (65 歳)
S10. 4. 2～S11. 4. 1	H 7. 4～H 8. 3 (60 歳)		H12. 4～H13. 3 (65 歳)	H 4. 4～H 5. 3 (57 歳)		H12. 4～H13. 3 (65 歳)
S11. 4. 2～S12. 4. 1	H 8. 4～H 9. 3 (60 歳)		H13. 4～H14. 3 (65 歳)	H 6. 4～H 7. 3 (58 歳)		H13. 4～H14. 3 (65 歳)
S12. 4. 2～S13. 4. 1	H 9. 4～H10. 3 (60 歳)		H14. 4～H15. 3 (65 歳)	H 7. 4～H 8. 3 (58 歳)		H14. 4～H15. 3 (65 歳)
S13. 4. 2～S14. 4. 1	H10. 4～H11. 3 (60 歳)		H15. 4～H16. 3 (65 歳)	H 9. 4～H10. 3 (59 歳)		H15. 4～H16. 3 (65 歳)
S14. 4. 2～S15. 4. 1	H11. 4～H12. 3 (60 歳)		H16. 4～H17. 3 (65 歳)	H10. 4～H11. 3 (59 歳)		H16. 4～H17. 3 (65 歳)
S15. 4. 2～S16. 4. 1	H12. 4～H13. 3 (60 歳)		H17. 4～H18. 3 (65 歳)	H12. 4～H13. 3 (60 歳)		H17. 4～H18. 3 (65 歳)
S16. 4. 2～S17. 4. 1	H13. 4～H14. 3 (60 歳)	H14. 4～H15. 3 (61 歳)	H18. 4～H19. 3 (65 歳)	H13. 4～H14. 3 (60 歳)		H18. 4～H19. 3 (65 歳)
S17. 4. 2～S18. 4. 1	H14. 4～H15. 3 (60 歳)	H15. 4～H16. 3 (61 歳)	H19. 4～H20. 3 (65 歳)	H14. 4～H15. 3 (60 歳)		H19. 4～H20. 3 (65 歳)
S18. 4. 2～S19. 4. 1	H15. 4～H16. 3 (60 歳)	H17. 4～H18. 3 (62 歳)	H20. 4～H21. 3 (65 歳)	H15. 4～H16. 3 (60 歳)		H20. 4～H21. 3 (65 歳)
S19. 4. 2～S20. 4. 1	H16. 4～H17. 3 (60 歳)	H18. 4～H19. 3 (62 歳)	H21. 4～H22. 3 (65 歳)	H16. 4～H17. 3 (60 歳)		H21. 4～H22. 3 (65 歳)
S20. 4. 2～S21. 4. 1	H17. 4～H18. 3 (60 歳)	H20. 4～H21. 3 (63 歳)	H22. 4～H23. 3 (65 歳)	H17. 4～H18. 3 (60 歳)		H22. 4～H23. 3 (65 歳)
S21. 4. 2～S22. 4. 1	H18. 4～H19. 3 (60 歳)	H21. 4～H22. 3 (63 歳)	H23. 4～H24. 3 (65 歳)	H18. 4～H19. 3 (60 歳)	H19. 4～H20. 3 (61 歳)	H23. 4～H24. 3 (65 歳)
S22. 4. 2～S23. 4. 1	H19. 4～H20. 3 (60 歳)	H23. 4～H24. 3 (64 歳)	H24. 4～H25. 3 (65 歳)	H19. 4～H20. 3 (60 歳)	H20. 4～H21. 3 (61 歳)	H24. 4～H25. 3 (65 歳)
S23. 4. 2～S24. 4. 1	H20. 4～H21. 3 (60 歳)	H24. 4～H25. 3 (64 歳)	H25. 4～H26. 3 (65 歳)	H20. 4～H21. 3 (60 歳)	H22. 4～H23. 3 (62 歳)	H25. 4～H26. 3 (65 歳)
S24. 4. 2～S25. 4. 1	H21. 4～H22. 3 (60 歳)	H26. 4～H27. 3 (65 歳)	特老厚定額部分廃止	H21. 4～H22. 3 (60 歳)	H23. 4～H24. 3 (62 歳)	H26. 4～H27. 3 (65 歳)
S25. 4. 2～S26. 4. 1	H22. 4～H23. 3 (60 歳)	H27. 4～H28. 3 (65 歳)	特老厚定額部分廃止	H22. 4～H23. 3 (60 歳)	H25. 4～H26. 3 (63 歳)	H27. 4～H28. 3 (65 歳)
S26. 4. 2～S27. 4. 1	H23. 4～H24. 3 (60 歳)	H28. 4～H29. 3 (65 歳)	特老厚定額部分廃止	H23. 4～H24. 3 (60 歳)	H26. 4～H27. 3 (63 歳)	H28. 4～H29. 3 (65 歳)
S27. 4. 2～S28. 4. 1	H24. 4～H25. 3 (60 歳)	H29. 4～H30. 3 (65 歳)	特老厚定額部分廃止	H24. 4～H25. 3 (60 歳)	H28. 4～H29. 3 (64 歳)	H29. 4～H30. 3 (65 歳)
S28. 4. 2～S29. 4. 1	H26. 4～H27. 3 (61 歳)	H30. 4～H31. 3 (65 歳)	特老厚定額部分廃止	H25. 4～H26. 3 (60 歳)	H29. 4～H30. 3 (64 歳)	H30. 4～H31. 3 (65 歳)
S29. 4. 2～S30. 4. 1	H27. 4～H28. 3 (61 歳)	H31. 4～H32. 3 (65 歳)	特老厚定額部分廃止	H26. 4～H27. 3 (60 歳)	H31. 4～H32. 3 (65 歳)	特老厚定額部分廃止
S30. 4. 2～S31. 4. 1	H29. 4～H30. 3 (62 歳)	H32. 4～H33. 3 (65 歳)	特老厚定額部分廃止	H27. 4～H28. 3 (60 歳)	H32. 4～H33. 3 (65 歳)	特老厚定額部分廃止
S31. 4. 2～S32. 4. 1	H30. 4～H31. 3 (62 歳)	H33. 4～H34. 3 (65 歳)	特老厚定額部分廃止	H28. 4～H29. 3 (60 歳)	H33. 4～H34. 3 (65 歳)	特老厚定額部分廃止
S32. 4. 2～S33. 4. 1	H32. 4～H33. 3 (63 歳)	H34. 4～H35. 3 (65 歳)	特老厚定額部分廃止	H29. 4～H30. 3 (60 歳)	H34. 4～H35. 3 (65 歳)	特老厚定額部分廃止
S33. 4. 2～S34. 4. 1	H33. 4～H34. 3 (63 歳)	H35. 4～H36. 3 (65 歳)	特老厚定額部分廃止	H31. 4～H32. 3 (61 歳)	H35. 4～H36. 3 (65 歳)	特老厚定額部分廃止
S34. 4. 2～S35. 4. 1	H35. 4～H36. 3 (64 歳)	H36. 4～H37. 3 (65 歳)	特老厚定額部分廃止	H32. 4～H33. 3 (61 歳)	H36. 4～H37. 3 (65 歳)	特老厚定額部分廃止
S35. 4. 2～S36. 4. 1	H36. 4～H37. 3 (64 歳)	H37. 4～H38. 3 (65 歳)	特老厚定額部分廃止	H34. 4～H35. 3 (62 歳)	H37. 4～H38. 3 (65 歳)	特老厚定額部分廃止
S36. 4. 2～S37. 4. 1	H38. 4～H39. 3 (65 歳) 特老厚廃止			H35. 4～H36. 3 (62 歳)	H38. 4～H39. 3 (65 歳) 特老厚定額部分廃止	
S37. 4. 2～S38. 4. 1	H39. 4～H40. 3 (65 歳) 特老厚廃止			H37. 4～H38. 3 (63 歳)	H39. 4～H40. 3 (65 歳) 特老厚定額部分廃止	
S38. 4. 2～S39. 4. 1	H40. 4～H41. 3 (65 歳) 特老厚廃止			H38. 4～H39. 3 (63 歳)	H40. 4～H41. 3 (65 歳) 特老厚定額部分廃止	
S39. 4. 2～S40. 4. 1	H41. 4～H42. 3 (65 歳) 特老厚廃止			H40. 4～H41. 3 (64 歳)	H41. 4～H42. 3 (65 歳) 特老厚定額部分廃止	
S40. 4. 2～S41. 4. 1	H42. 4～H43. 3 (65 歳) 特老厚廃止			H41. 4～H42. 3 (64 歳)	H42. 4～H43. 3 (65 歳) 特老厚定額部分廃止	
S41. 4. 2 以後	H43. 4～H44. 3 (65 歳) 特老厚廃止			H43. 4～H44. 3 (65 歳) 特老厚廃止		

◆ 各種符号

日本年金機構では、都道府県や事務所などの標記を符号化しています。

主な符号は、以下のとおりで「業務取扱要領」にそれぞれの符号表が記載されている。

(1) 都道府県符号

都道府県ごとに振られた2桁の数字で、基礎年金番号の課所符号などの各種符号等の上2桁に用いられている。

なお、機構本部の支払担当Gなど都道府県ごとに担当を分けているGについては、基礎年金番号の上2桁で担当を区分しているので、東京から問い合わせる場合であっても、受給者等の基礎年金番号等の上2桁が「02」ならば、青森担当の係に問い合わせることになる。

(2) 統一事務所コード

社会保険オンラインシステムにおいて使用するコード
各年金事務所に1つずつ振られた4桁の数字

(3) 基礎年金番号の課所符号

基礎年金番号を導入する際、国民年金課所符号をベースにして振られた4桁の数字で、導入後に新規に払いだされる基礎年金番号の上4桁の数字に用いられる。

(4) 年金手帳の記号

基礎年金番号を導入する以前の、年金手帳の各制度（厚年、船保、国年）の記号番号の記号に用いられている4桁の数字導入時、現に被保険者である者については、そのときの記号番号が基礎年金番号となった。

※ 地方事務局が管理していた当時の厚生年金保険の記号は、都道府県の漢字名から1字をとり、それに「い」「ろ」「は」「に」「ほ」「へ」「と」を付していた。

数字に変換すると「東」のみは「2100」、「東い」は「2101」、「東ろ」は「2102」など。

(5) 課所符号

進達等の際に用いる各年金事務所に制度ごとに1つずつ振られた4桁の数字

(6) 郡市区符号

各年金事務所が管轄する地域の行政区画ごとに振られた4桁の数字1または複数の区市町村で1個の符号

1個の符号内で記号が振り終わると新たな符号を設定
職歴審査照会等で用いられる。

(7) いろは符号

全国健康保険協会に加入する事業所の記号に用いられる。

「いろは」順に振られている。

「お」は「を」、「ゐ」は「い」、「え」は「ゑ」を用いる。

ただし、職歴審査照会を行うときは、「を」は「お」、「ゑ」は「え」に変換して入力する。

(8) アルファベット符号

組保管掌健康保険に加入する事業所の記号に用いられる。

先頭の記号は、

「あ」	「か」	「さ」	「た」	「な」	「は」	「ま」	「や」	「ら」	「わ」
↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
「A」	「K」	「S」	「T」	「N」	「H」	「M」	「Y」	「R」	「W」

事業所の先頭文字「え」と「お」は「わ」行「W」で設定する。

また、「I」、「J」、「O」、「U」、「V」、「Z」は用いない。

2桁目以降は「A」、「B」、「C」、「D」～順で設定する。

年 金 コ ー ド 一 覧

制度	対象年金種別	年金コード
旧国年	老齢年金（26・76条）	0120
	老齢年金（78条）	0220
	老齢年金（旧令陸軍共済）	0320
	老齢年金（5年年金）	0420
	通算老齢年金	0520
旧短期	障害年金	0620
	母子年金	0720
	準母子年金	0820
	寡婦年金	0920
	遺児年金	1020
	老齢福祉年金	2120
旧厚年	老齢年金	0130
	通算老齢年金	0230
	障害年金	0330
	遺族年金	0430
	寡婦年金	0530
	かん夫年金	0630
	遺児年金	0730
	特例老齢年金	0830
	通算遺族年金	0930
	特例遺族年金（新法含む）	1030
	障害手当金	3030
旧船保	老齢年金	0140
	通算老齢年金	0240
	障害年金	0340
	遺族年金	0440
	寡婦年金	0540
	養老年金	0640
	遺児年金	0740
	特例老齢年金	0840
	通算遺族年金	0940
	特例遺族年金（新法含む）	1040
	障害手当金	3040

制度	対象年金種別	年金コード
新法	老齢基礎・老齢厚生年金	1150
	特別支給の老齢厚生年金	
	老齢基礎年金	
	障害基礎・障害厚生年金	1350
	遺族基礎・遺族厚生年金	1450
	障害手当金	3050
新船保	障害手当金	3050
	職務上障害年金	3350
	職務上遺族年金	3450
	遺族一時金	4050
新短期	障害基礎年金	2650
	（障害福祉年金決定替分）	
	遺族基礎年金	2750
	（母子年金決定替分）	
	遺族基礎年金	2850
	（準母子年金決定替分）	
	障害基礎年金	5350
	寡婦年金	5950
	障害基礎年金（20歳前）	6350
	遺族基礎年金	6450

制度	対象年金種別	年金コード
旧共済	退職年金	0160
	減額退職年金	
	通算退職年金	0260
	障害年金	0360
	遺族年金	0460
	通算遺族年金	0960
新共済	退職共済年金	1170
	障害共済年金	1370
	遺族共済年金	1470

※ 年金相談関係業務取扱要領〔第2部 ディスプレイ画面の様式およびその説明〕

「4 受給権者記録照会・(1)新法（共通）・特別徴収原簿記録回答票」275-1頁より抜粋